

J A交流ひろば「とれたて元気市 広島店」ポイント利用特約

令和4年4月1日制定

第1条（ポイント付与の方法）

（1）会員が、カードを利用し、当店レジで農畜水産物やその加工品等（以下、「商品」という。）を購入する際にカードを提示することで、ポイントが付与され、当店で電磁的記録・保存されます。

（2）当店でのお買上金額200円（税込み）につき1ポイント付与されます。

（3）当社がお盆・年末・イベント等でハンディ端末をレジとして使用した場合、ご購入日から1ヵ月以内にレシート（裏面に当店の判子が押印）とカードを当店サービスカウンターへ持参された場合、ポイントを付与します。

（4）ポイントが付与される精算方法は、現金、クレジットカード、スマホ決済（QRコード決済）での支払いとし、以下の各号に該当する場合は、ポイントの付与はできないものとします。

① 精算のときにカードの提示が無い場合

② ハンディ端末を使用しない店頭販売やイベント等で商品を購入する場合

③ みのりカフェ券売機で商品を購入する場合

（5）付与されたポイントおよび累計ポイントは、当店で利用時のレシートに記載されます。

（6）ポイント倍率アップセール時は、倍率ごとに加算ポイントを付与いたします。

（7）ポイントカードをお忘れの場合、従業員にその旨をお申し出ください。

店内でのお買上分については、当日中に限り「ポイント加算」の対象とさせていただきます。

第2条（ポイントの利用）

ポイントは、次回以降のご精算時に1ポイント1円（税込み）としてご利用になれます。

第3条（返品時のポイント）

会員は、会員の都合により返品をされる場合には、レシートとともにカードを提示し、当該返品商品のお買上時に付与したポイント数を減算するものとします。

第4条（カード再発行時のポイント）

会員が、紛失・破損・盗難などによりカードを再発行した場合は、ポイントは再発行されたカードに引き継がれず無効となります。

第5条（ポイント等の有効期限）

（1）付与されたポイントの有効期限は、最終のお買い物でのご利用日またはポイント付与日のどちらかの遅い日から1年間です。有効期限を過ぎると、使用されなかったポイントは失効します。

（2）会員がカードの退会または会員資格を喪失した時点で、それまでのポイント残高は失効します。

第6条（換金の不可）

会員は、いかなる場合においてもポイントを換金することはできないものとします。

第7条（免責事項）

（1）ポイント数に関するデータが災害その他のやむをえない事情によって消失した場合、又は当該データに異常が生じた場合には、当店は、当該時点において取りうる合理的な措置を講じます。

（2）合理的な措置を講じたにも関わらず、データの復元又は異常の解消ができない場合に生じた損害

については、当店は一切の責任を負わないものとします。但し、当店に故意又は重大な過失がある場合にはこの限りではありません。

第8条（ポイントカード会員規約の適用）

本特約に定めのない事項については、ポイントカード会員規約が適用されます。

付 則

（制定・改廃）

1. この特約の制定・改廃は、J A全農ひろしま 直販担当部長が決定する。

（疑義解明）

2. この特約の解釈その他の疑義は、J A全農ひろしま 直販担当課長が決定する。

（施行期日）

3. この特約は、令和4年4月1日から施行する。